



II

『緑に包まれた暮らし心地のよい都市』の実現^{まち}

1. みどり豊かな住環境の創出

- (1) 美しい景観づくり
- (2) 憩いの空間づくり

2. 快適な生活基盤づくり

- (1) 安定的な水の供給
- (2) 生活排水の適正な処理

3. 環境に配慮したまちづくり

- (1) こみの減量化と資源化の推進
- (2) 環境保全対策の推進

4. 安心して暮らせるまちづくり

- (1) 消防・防災対策の強化
- (2) 安全対策の強化
- (3) 消費者保護対策の推進

1. みどり豊かな住環境の創出

『緑に包まれた暮らし心地のよい都市』の実現

(1) 美しい景観づくり

● 現状および課題

本町では、平成11年度に緑の基本計画を策定し、平成27年度を目標に緑地の保全および緑化の推進にかかわる方針を定めました。これまで、道路や公共施設などの緑化、緑道の整備などを進める一方、町花木“ツバキ”の普及、生け垣設置への助成などによる住民活動への支援を実施します。

今後は市街地の緑化活動に加え、建築物やサインなどを含めた街並み景観づくりにも力をそそぎ、緑豊かな環境と秩序ある美しい景観の中で暮らせるまちの実現が課題となります。特に、公共施設や道路などの公的空間において先導的に取り組みながら、住民や企業などの民間による人と自然が共生するまちづくりをめざし、美しい景観づくりを進めていくことが大切になります。

緑道の整備状況（平成12年3月31日現在）

資料：都市計画課

路線名	幅員	延長	既設延長	整備中延長	未設延長	整備率
馬場川緑道	6	1,150	1,090	0	60	94.8
木呂川緑道	3	3,850	2,600	1,120	130	67.5
木呂川緑道2号	6	590	0	590	0	0.0

単位：m、%



◆ 施策の体系



◆ 計画の内容

- ① 一体的な景観づくり
 - 行政と住民が一体となった推進体制の確立
 - 景観形成指針およびガイドラインの作成
 - 緑の基本計画と連動した景観づくりの推進
- ② 公共空間の景観整備
 - 公共施設や道路など、公共的空間における緑化の推進
 - 道路や河川敷などを活用した緑のネットワークの形成
 - 道路整備に伴う電線類の地中化の推進
 - 景観に配慮した公共施設整備の推進
- ③ 住民活動の促進
 - 巨木・古木や屋敷林の保全への支援
 - 生け垣設置助成制度の活用促進
 - 民間企業や商店などの緑化への参加・協力要請
 - 緑のボランティアの育成および指導者の養成
 - 緑化推進をテーマにしたイベントの開催



(2) 憩いの空間づくり

● 現状および課題

本町には、野々市中央公園と2つの史跡公園に加え、公園や緑地が83カ所あり、集い、憩える場として利用されています。特に、これまでは土地区画整理事業による44カ所の住区公園の整備を進めてきましたが、依然、住民1人あたりの都市公園面積は6.4㎡と国が示す水準よりかなり低い状況にあります。

現在、都市公園は、都市防災や都市環境の維持、都市景観の形成、健康・レクリエーション空間など、さまざまな役割を果たすとともに、地域住民が交流し、地域のにぎわいを形成する場としての期待が高まっています。

本町においても、子どもから高齢者までのだれもが利用できる都市公園づくりに加え、未利用地や河川敷を活用したポケットパークや親水空間の整備を進め、暮らしの中にゆとりとうるおいのある環境を充実し、暮らしよさを高めていくことが大切となります。

都市公園の状況（平成12年3月現在）

資料：都市計画課

種類	種別	公園数	面積	概要
基準公園	街区公園	77	9.9	主に土地区画整理事業、開発行為等により整備された公園
	近隣公園	2	2.4	野々市押野中央公園 野々市南郡公園
	都市基準公園	1	6.7	野々市中央公園
特殊公園		2	3.6	末松鹿寺跡公園 御経塚史跡公園
都市緑地		4	1.3	せせらぎ公園 つばき公園 すみよし公園 石の広場
計		86	23.9	

単位：ha

◆ 施策の体系

憩いの空間づくり

- ① コミュニティ空間の拡充
- ② 魅力ある公園づくり

◆ 計画の内容

① コミュニティ空間の拡充

- 緑の基本計画に基づく計画的な公園緑地の整備
- 未利用地などを活用したポケットパークの整備
- 河川などの水辺を活用した親水空間づくり

② 魅力ある公園づくり

- ユニバーサルデザインによる公園整備
- 住民による身近な公園づくりおよび維持管理の促進
- 既存公園のリニューアルの推進



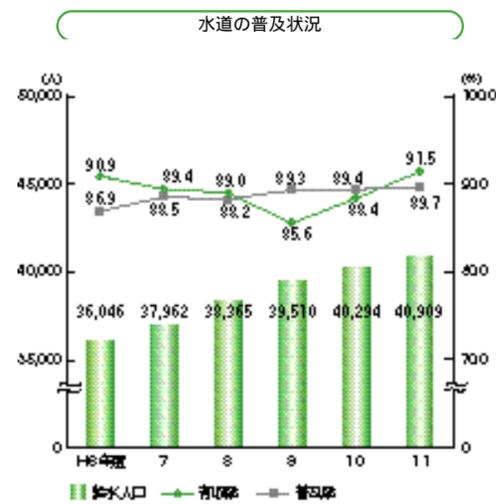
住区公園：自宅からの徒歩圏内にある身近な公園
ポケットパーク：道路の沿道や住宅地や団地などでの小規模な公園や憩いの空間

(1) 安定的な水の供給

● 現状および課題

本町では、第4次拡張事業に基づいた上水道施設の整備促進に努め、自己水源による地下水と県水の受水による安定的な水の供給をめざしています。

しかし、土地区画整理事業などによる都市化の進展や住民ニーズの多様化などにより、的確に対応していくためには、有限性・公益性をもつ水資源の保全と確保に努めながら、将来にわたり安全で質の高い水を提供することが課題となります。さらに、災害時における給水体制の強化や信頼度の高いライフライン機能の強化、効率的な維持管理や施設整備を推進していくことが必要となります。



◆ 施策の体系



◆ 計画の内容

- ① 水資源の保全・確保
 - 広域的な取り組み体制の推進
 - 地下水の採取規制と適正利用の指導推進
- ② 信頼性の高い水供給の推進
 - 第4次拡張事業の促進
 - 老朽施設、設備の計画的な更新整備
 - 災害時における応急給水拠点の整備
 - 水道施設の耐震補強の推進
 - 県水の計画的受水の確保
- ③ 効率的な水道事業の推進
 - 広域的な取り組みによる維持管理体制の検討
 - 上水道への加入促進
 - 有収率の向上

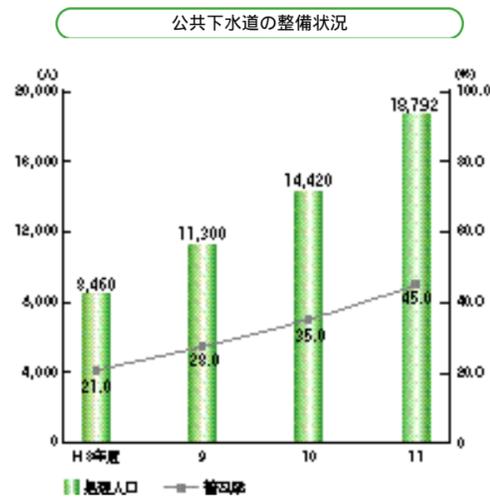


(2) 生活排水の適正な処理

● 現状および課題

本町では、犀川左岸流域下水道事業と公共下水道事業を進めるほか、未整備区域における合併浄化槽の設置を促進し、生活排水の適正な処理に努めています。

今後は、現在取り組んでいる下水道事業を計画的に推進する必要があります。特に、整備面積の拡大や維持管理などに伴う財源の確保が課題となっており、下水道の普及や施設の維持管理体制の強化などが重要となります。また、発生活泥の減量化や資源としての活用など、幅広い視野に立った環境保全活動への取り組みも進める必要があります。



◆ 施策の体系



◆ 計画の内容

- ① 下水道事業の推進
 - 流域下水道事業の整備促進
 - 公共下水道事業の計画的な整備
 - 供用開始区域の下水道への早期接続と水洗化の促進
 - 地図情報システム導入による施設の維持管理体制の強化
 - 発生活泥の減量化と資源としての有効利用の支援
- ② 合併浄化槽の設置と適正な維持管理
 - 適正な維持管理に向けた指導強化
- ③ 適正なし尿処理の推進
 - 広域し尿処理施設の適正な運営
 - 既設し尿浄化槽の適正な管理指導の徹底
 - し尿処理技術の向上と支援

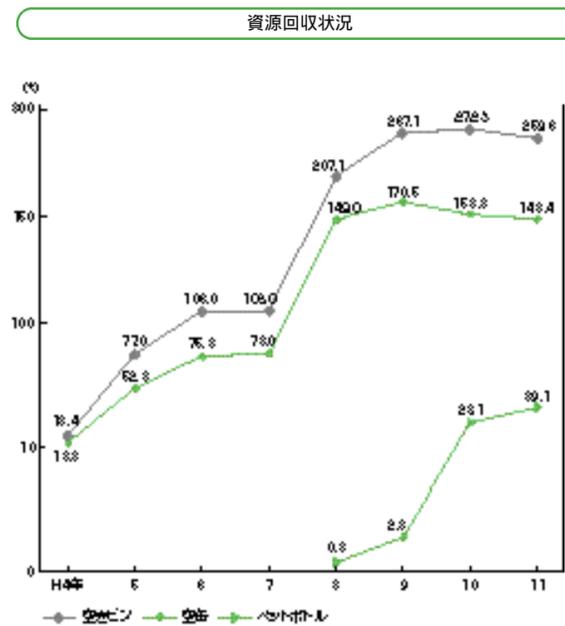


(1) ごみの減量化と資源化の推進

● 現状および課題

本町では、分別収集体制の充実や広域的な体制によるごみ処理を進めるとともに、生ごみの減量化や資源回収などの住民活動を促進し、ごみの適正な処理による環境保全に努めています。特に、資源収集については、缶・ビン・ペットボトルの収集をステーション方式と拠点収集で実施し、回収量も増加傾向にあるなど、住民の暮らしの中に定着しつつあります。

ごみ処分場をもたない本町では、快適な居住環境の確保に加え、できる限りごみを出さない暮らしを実行していくことが重要となります。特に、資源を出すだけでなく、再利用・再活用したりサイクル商品やエコ商品を購入するなど、資源が循環する行動を働きかけ、循環型社会の実現を図る必要があります。



◆ 施策の体系



◆ 計画の内容

① 収集体制の拡充

- 分別収集品目の増大に伴う収集体制や回数の見直し
- 家電リサイクル法導入に伴う指導強化
- ステーションの適正配置
- 公共施設などにおけるリサイクルボックス設置
- 分別収集の徹底
- 商店などにおける資源収集活動の推進

② 減量化およびリサイクルの推進

- 住民活動指針の策定およびこれに基づく活動への支援
- モデル地区の指定
- ごみ収集の有料化の検討
- 家庭用生ごみ処理機購入への支援
- 生ごみなどの堆肥化の調査研究
- リサイクル商品やエコ商品の販売および購入の促進
- 過剰包装の廃止や買い物袋持参の促進および啓発
- 広報などを活用した事業所および住民の意識啓発の強化
- NPO団体の育成

③ 広域処理施設の整備促進

- 最終処分場やリサイクル施設の整備促進



リサイクルボックス：びん、缶、ペットボトルなどの資源を回収する箱のこと。
N P O：利潤を上げることが目的としない活動を行う特定非営利活動法人のこと。

(2) 環境保全対策の推進

● 現状および課題

地球環境の問題が議論される中、本町においては、環境美化対策や公害対策などの取り組みを進める一方、全庁的な体制のもと、環境保全型のまちづくりにむけた研究を進め、都市づくりの方向を模索しています。

今後は、これら検討結果を都市づくりに活かしつつ、後世に責任をもって行動していくことが課題となります。特に、環境基本計画を策定して環境保全への明確な方針を定め、長期的な視野のもと、まち全体が地球環境や地域環境に配慮しながら行動する都市を築くことが重要となります。

「野々市町環境美化推進条例」による禁止行為や義務

〔投棄の禁止〕
●道路、公園、河川などに空き缶、タバコの吸い殻、ガムのかみかすなどのごみを捨てないこと。

〔飼い犬のフンの回収〕
●散歩中の犬のフンは後始末すること。

〔散乱の防止〕
●印刷物の配布、チラシなどで、その周辺を汚したときは清掃すること。
●土木建築からの資材を道路などに飛散させないこと。

〔空き地の管理〕
●空き地の所有者や管理者は、雑草などの管理を適正に行うこと。

〔回収容器の設置〕
●飲食物の自動販売機の設置者は空き缶などの回収容器を設置すること。

平成10年4月1日 施行

◆ 施策の体系



◆ 計画の内容

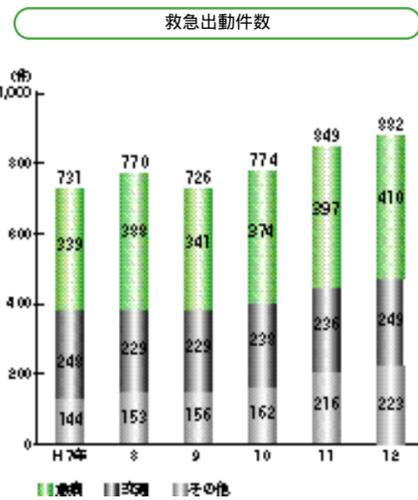
- ①環境保全体制の強化**
 - 環境基本計画の策定
 - 全庁的な環境保全型まちづくり推進体制の確立
 - 環境保全管理体制の強化および定期的な環境情報の提供
- ②環境に配慮した暮らしの推進**
 - エコカーなどの普及および公用車での活用検討
 - 自然エネルギー利活用や省エネルギー活動への支援
 - 環境教育・環境学習の推進
- ③環境保全活動の推進**
 - 空き地の管理指導の徹底
 - 環境美化運動の促進
 - 広報などを活用した住民意識の高揚
 - ISO認証取得の支援
 - NPO団体の育成
- ④公害の防止**
 - 公害防止協定の締結および指導の実施
 - 大気汚染・水質汚濁・騒音等の監視
 - 公害相談窓口の機能強化
 - 公害防止意識の啓発

(1) 消防・防災対策の強化

● 現状および課題

本町では、松任石川広域事務組合による広域的な体制に加え、地域住民による消防団体制のもと、時代や地域の実情に即した消防・防災体制を整えています。しかし、車社会の定着や高齢化の進行などを背景に、交通事故や急病などの救急業務が増加傾向にあります。加えて、宅地化が進むとともに、緊急時における対策の強化が課題となります。

今後は、常備消防力を強化するとともに、火災・水害時における避難体制や災害の未然防止対策に力をそそぐ必要があります。特に、河川整備をはじめ、市街化の拡大などに対応した適正な雨水対策など、都市型水害対策を強化する一方、災害や急病時などでの初期対応力を高め、地域全体の協力体制を強化することが大切となります。



◆ 施策の体系



◆ 計画の内容

- ① 地域消防・防災体制の強化
 - 災害に強いまちづくりをめざした地域防災システムの確立
 - 町独自の河川警戒水位の設定および雨量計の設置の検討
 - 消防、防災資材、機材の整備および訓練器具の充実
 - 地域防災拠点となる都市公園をはじめとする避難場所および避難経路の整備
- ② 常備消防力の強化
 - 消防要員の養成
 - 消防車両、機材などの整備充実
 - 消火栓、防火水槽、自然水利などの消防水利の充実
- ③ 都市型水害対策の強化
 - 雨水排水計画に基づく河川改修および排水路の計画的な整備
 - 市街地拡大に合わせた準用河川の整備
 - 消雪井戸改良による応急給水拠点の整備
 - 雨水調整池や地下浸透装置の設置指導
- ④ 救急体制の強化
 - 救急車の増強
 - 救急救命機材の整備充実
- ⑤ 消防・防災意識の高揚
 - 町内会を単位とした自主消防・防災組織の育成
 - 防災マップや防災計画ダイジェスト版などの配布
 - 定期的な消防・防災訓練および救急救命講習会の実施
 - 消防団員の確保および団員の高齢化対策の推進

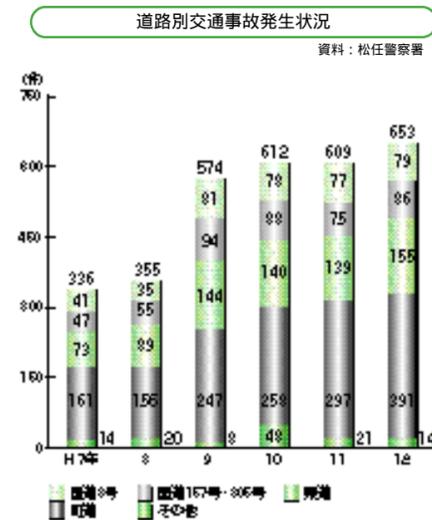
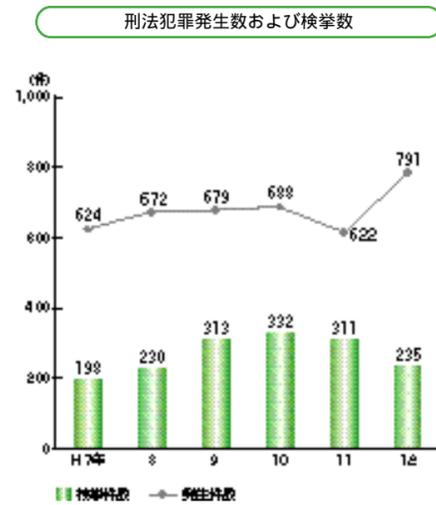
改修工事風景
改修済写真
急車・消防車

(2) 安全対策の強化

● 現状および課題

本町では、交通量の増加とともに、通過交通の多い国道での事故をはじめ、町道などの生活道路における子どもや高齢者を中心とした歩行者や自転車事故がめだっています。また、社会環境の悪化や情報の氾濫などを背景に、犯罪発生件数は増加傾向にあり、交通事故とともにこれら安全対策の強化は今後の大きな課題となっています。

今後はより一層、事故や犯罪が発生しにくい環境づくりに地域が一体となって取り組み、安心して暮らせる地域づくりを進めていくことが重要となります。



◆ 施策の体系



◆ 計画の内容

①交通安全対策の推進

- 交通安全計画の逐年見直し
- 標識や道路照明、歩道など安全施設の整備充実
- 危険交差点の改良
- 教材・機材の有効利用による交通安全教育の推進
- 交通安全推進団体の育成および活動の支援
- 広報活動などによる交通安全思想の啓発

②防犯対策の強化

- 関係機関との連携による防犯組織の強化
- 交番の増設および警察官の増強に向けた要請
- 防犯灯の増設
- 防犯パトロールの強化
- 町内自治防犯隊活動による防犯意識の啓発強化
- 官民一体となった風俗環境浄化運動の推進



(3) 消費者保護対策の推進

● 現状および課題

本町においては、県との連携のもと、消費者保護に向けた情報提供や意識啓発などの対策に取り組んでいます。しかし、近年では、悪徳商法や電子商取引などによる消費者被害が急増し、高齢者や若者の被害がめだち、大きな社会的問題となっています。

今後は、社会情勢に応じた情報提供を進め、消費者が受けるリスクの可能性の理解を高めるなど、住民が被害者とならない未然防止対策を進めていくことが重要となります。

◆ 施策の体系

消費者保護対策の推進

① 消費者保護対策の推進

◆ 計画の内容

① 消費者保護対策の推進

- 広報などを活用した生活情報の積極的な提供
- 女性協議会や生活学校などの団体・指導者の育成
- 消費者モニター活動の拡大
- 町民相談事業の推進

